

市町村の合併の特例に関する法律の一部 を改正する法律の概要

《背景》

- 現行の「市町村の合併の特例に関する法律」は、平成32年(令和2年)3月31日をもってその効力を失う。
- 第32次地方制度調査会において、現行法の期限後においても、自らの判断により合併を進めようとする市町村を対象として、引き続き、合併の円滑化のための措置を講じることができるよう、現行法の期限を延長すべきである、とする答申(「市町村合併についての今後の対応方策に関する答申」(令和元年10月30日))がとりまとめられた。



《改正内容》

自主的な市町村の合併が引き続き円滑に行われるよう現行法の期限を10年間延長する。

※ 参考1 現行法の主な特例

- 議会の議員の定数又は在任に関する特例（合併後一定期間は編入合併時に旧市町村の人口規模に応じた議員定数の増加や、旧市町村の議員の在任が可能）
- 地方税に関する特例（合併後5年間は地方税賦課に著しい不均衡がある場合などに不均一課税等が可能）
- 合併算定替（合併後5年間は旧市町村が存続しているものとみなして普通交付税を算定）
- 住民発議・住民投票（合併協議会の設置について住民が市町村長に設置協議の議会への付議を請求することや議会が否決した場合に住民投票の請求をすることが可能）
- 合併特例区（合併後5年間は旧市町村の区域に特別地方公共団体を設置可能）

※ 参考2 市町村数の推移

- 3,232(平成11年3月31日) → 1,727(平成22年3月31日) → 1,718(現在)